

農業農村整備事業実施計画費（継続）

1．趣 旨

- (1) 食料・農業・農村基本法において、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されるとともに、優良な農地、農業用水や担い手の確保を通じた農業の持続的な発展を図り、これら農業生産活動を通じて多面的機能が適切かつ十分に発揮されることが求められている。
- (2) このため、農業農村整備事業の計画段階においても、優良農地の確保と育成すべき担い手に農地集積を図る生産基盤整備、農業集落形態等に配慮した土地利用の整序化と一体的に実施する農村整備、及び農村固有の自然環境、良好な景観、資源の循環利用などの公益的機能の維持増進に資する整備を行う各事業について、それら対策の重要性に鑑み、実施計画策定費を補助し、計画的かつ効率的な事業実施に資する。

2．事業内容

<実施計画費の補助対象事業>

経営体育成基盤整備事業

中山間地域総合整備事業（地域資源循環利用計画を策定する生産基盤型）

集落整備の各種事業

（集落基盤整備事業、集落地域整備統合補助事業）

農業農村の環境の向上に資する各種事業

（水質保全対策事業（一般型）、地域用水環境整備事業、流域水質保全機能増進事業）

田園整備事業

3．事業実施主体等

- (1) 実施主体：都道府県、市町村等
- (2) 補助率：1 / 2
- (3) 実施期間：1年以内 / 地区

4．平成19年度概算決定額（平成18年度予算額）

112,000(112,000)千円

【担当課：農村振興局企画部事業計画課】